

明治二十二年三月三十日

官報 号外 昭和三十年七月二十七

昭和三十年七月二十七日

昭和三十年七月二十七日(水曜日)

卷之三

十八号

昭和二十年七月二十七日

午後一時開講

日本放送協会昭和二十一年度財産目録 貸借対照表及び損益計算書並にこれに関する説明書

内閣總理大臣鳩山一郎殿

日本放送協会昭和二十八事業年度貸借対照表等の回付について
日本放送協会昭和二十八事業年度財産目録、貸借対照表および損益計算書ならびにこれに附する

なお、検査の結果特に記述すべき意見はない

財產目

昭和三十九年三月三十一日現在

科	
目	
摘	內
要	
金	貳
額	
合	
	計

資産の部	
	現金預金
受信料未収金	現 銀 行 預 貯 金
ラジオ受信料未	現 銀 行 預 貯 金
お支へ未1000	現 銀 行 預 貯 金

昭和三十年七月二十七日 楽器院会議録第四十八号 日本放送協会昭和二十一年度財産目録、貸借对照表及び損益計算書

日華平和条約附属議定書第二項の
有効期間の延長に関する議定書
の締結について承認を求める件

午後一時五十一分開議
○議長(益谷秀次郎) これより会議を開きます。

重油ボイラの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律
(内閣提出)

第一 日本放送協会昭和二十一年度財産目録 貸借照認及び損益計算書

します。委員長の報告を求めます。
宿委員長松前重義君。

昭和三十年七月一十七日 衆議院会議録第四十八号 日本放送協会昭和二十八年度財産目録、借借对照表及び損益計算書

七三

官報(号外)

3

四、昭和二十八年度財産目
録、往來対照表及び損益計算書

算書に関する説明書

決算概要

協会の昭和二十八年度決算の結果について見るに、その資本総額

は、一二億五〇五万七千円であり、これに対する資産は五六億六

三六一万六千円、負債は三四億九

五五万九千円で、これを前年度末

資本総額二四億四一七三万円に比

較すれば、一億八七七万三千円

の減である。

次に、昭和二十九年四月一日か

ら、昭和二十九年三月三十日ま

での事業運営の状態を見るに、事

業収入は六八億六八六二万五千

円、事業支出は七〇億、七一四二

万八千円で、差引当期欠損金は二

億二八〇万二千円であり、これに

資本収支を加えた収支全般につい

て見るに、収入総額は八四億九〇

〇二万六千円、支出総額は八五億

七二七七万二千円で、差引本年度

の収支欠損金は八二七四万六千円

である。

二、資産及び負債並びに損益の状況

一、資産について

昭和二十九年三月三十一日ににおける資産総額は、五六億六三

六一万六千円であり、その内容

は、大要次のとおりである。

イ、流動資産

流动資産総額四億二五七七

万七千円中現金預金一億三四

一〇万二千円は、手持資金で

あり、受信料未収金四九二二

万四千円は、年度末未収額七

一七七万四千円から翌年度に

おける欠損見込額二三五五万

円を控除したもので、このう

ち、ラジオ受信料未収金は四

八六万八千円、テレビジョン

受信料未収金は七五万六千

円である。委託修理業務用物

品七六〇万九千円は、放送法

第九条第二項七号により行う

放送受信機器修理用部品の在

庫高であり貯蔵品四四二万

二千円は、一般機器補修用材

料、業務用備品消耗品等の在

庫高である。前払費用一四九

七万四千円は、前払借入金利

息、火災保険料等であり、そ

の他の流動資産一億七五六五

万七千円は、国際放送交付金

未取金一二三七万五千円、放

送役務料金未取金一五九五万

円等である。

ロ、固定資産

固定資産総額四七億二二

八万四千円中ラジオ関係は建

物一億六六九五万二千円、

構築物三億七〇七七万二千

円、機械三億二〇一七万八

千円、器具什器五二八一万

円、土地四億九二三万七千

円、テレビジョン関係は、建

物二七八〇万一千円、構築物

五一〇五万九千円、機械二億

八三八四万七千円、器具什器

八二万四千円、土地三三八七

万八千円で、それぞれ減価償却

引当金を控除した現在価値で

ある。建設費勘定六億二九

二万五千円は、東京第二放送

会館建設工事、その他ラジオ

関係未完成施設三億四一八三

万一千円及び名古屋テレビ

ジョン放送局空中線装置、そ

の他テレビジョン関係未完成

施設二億七九〇九万四千円で

ある。

ハ、特定資産

特定資産四億五一〇〇万円

は、減徴用資産で放送債券発

行額二〇億二六〇万円に対

し、放送法第四十二条第三項に

よつて積み立てられた債券償

還のための資金である。

ニ、繰延勘定

繰延勘定六五六五万五千円

は、放送債券兌行額二〇億二

六〇〇万円の兌行差金未償却

額である。

万九千円であり、その内容は大要次のとおりである。

イ、流動負債

流動負債二億六六五五万九

千円未払金は、電話線専用

料その他の物品購入代金等であ

り、受信料前受金一一六万五

千円は、翌年度以降分の受信

料である。その他の流動負債

三三九五万二千円は、源泉徵

取所得税假受金等である。

ロ、固定負債

固定負債三一億四三〇〇万

円は、放送債券二〇億二六〇

〇万円及び長期借入金一億

七〇〇万円であり、このうち

一七〇〇万円は、長期借入金二

万一千円及び長期借入金は八

六〇〇万円である。

三、損益について

本年度決算の結果は、先に記

したとおり、当期欠損金は二億

二八〇万二千円である。すなわ

ち、ラジオ関係においては、事

業収入は、受信料六五億六六一

九万五千円、交付金収入五二二

六万四千円及び雑収入、二億三

六四五万五千円、合計六八億

三九一万四千円で、これに対し

事業支出は、事業費六一億五三

二九万九千円、減価償却費二億

四五一〇万六千円、未収受信料

欠損負債その他関連経費二億九

六九六万一千円（建設費から振

り替えた間接経費六六一三万五

千円を含む）合計六六九五五

六万七千円で差引当期剩余金は

一億五八五四万八千円である。

た、テレビジョン関係において

は、事業収入は、事業費二億九八四

万四千円、雑収入七万七千円

合計一四七二万一千円であり、

事業支出は、事業費二億九八四

万四千円、減価償却費一〇九

〇万八千円、減価償却費一〇九

〇万一千円で、差引当期欠損金

一六六七四万二千円（建設費か

ら振り替えた間接経費三〇四

万円を含む）、合計三億七六〇

一万一千円、支払利息等関連経

費一六六七四万二千円（建設費か

ら振り替えた間接経費三〇四

万円を含む）、合計三億七六〇

一万一千円で、差引当期欠損金

一六六七四万二千円である。

三、収入及び支出の状況

本年度における収入総額は、八

四億九〇〇二万六千円で、これを

予算額八二億八一六九四千円に

比較すれば、二億八三三万二千円

の収入増であり、支出総額は、八

五億七二七七万二千円で、これを

予算額八八億六六四二万五千円に

比較すれば、二億九三六五万三千

円の支出減であり、その内容は、

大要次のとおりである。

一、収入について

（ラジオ）

収入・総額中ラジオ関係は、七

八億七七〇万四千円で、これを

官報(号外)

5

予算額七六億四七一九万四千元に比較すれば、一億六〇五万円の収入増である。

イ 資本収入

資本収入は、九億五三七八万九千円で、これを予算額一〇億六四〇〇万円に比較すれば、一億一〇二一万一千円の収入減である。

収入減である。

すなわち、放送債券は、四億五〇〇〇万円で、予算額に比較すれば、五〇〇〇万円の収入減であり、また、長期借入金は、二億三三〇万円で、予算額に比較すれば、六七〇万円の収入減である。

売却固定資産代金は、予算額五〇〇万円に対し、七八三万三千円、減価償却引当金は、予算額三億一〇〇万円に対し、二億四五五〇万六千円であり、放送債券償還積立金戻入は予定のとおり、四八〇万円である。

ロ 事業収入

事業収入は、九億五三七八万九千円で、これを予算額一〇億六四〇〇万円に比較すれば、一億一〇二一万一千円の収入減である。

付金四三〇〇万円及び選舉放送交付金八二六万四千円、合計五一二六万四千円、雑収入は、役務収入一億七七一九万七千円を含めて二億三六四五万五千円で、予算額に比較すれば、交付金収入は七万八千円、雑収入は一億一九四万七千円のそれぞれ収入増である。

(テレビジョン)

収入総額中テレビジョン関係は、六億八三三万二千円で、これを予算額六億三四五〇万円に比較すれば、四七八二万二千円の収入増である。

イ 資本収入

資本収入は、六億六七六一

万一千円で、これを予算額六億四七〇万円に比較すれば、三億三七一五万円の支出増である。

ア 事業収入

事業収入は、六八億五三九一万四千円で、これを予算額六五億八三一九万四千円に比較すれば、二億七〇七二万円の収入増である。

すなわち、受信料収入は、受信契約者の増加の結果、六

五億六六一九万五千円で、予

算額二三〇〇万円に対し、一千円で、これを予算額二九八〇万円に比較すれば、一五〇八万九千円の収入減である。

交付金収入は、国際放送交

事業収入は、一四七一五万一千円で、これを予算額二九八〇万円に比較すれば、一五〇八万九千円の収入減である。

送交付金八二六万四千円、合

計五一二六万四千円、雑収入

は、役務収入一億七七一九万

三万四千円、雑収入は七万七

千円で、これを予算額に比較すれば、受信料は一四六四万一千円、雑収入は四四万八千円のそれぞれ収入減である。

二 支出について

(ラジオ)

支出総額中ラジオ関係は、七八億八三六八万一千円で、これを予算額八二億一七一萬五千円に比較すれば、三億四一〇三万四千円の支出減である。

イ 資本支出

資本支出は、一二億五四四

五万円で、これを予算額一五億九六〇万円に比較すれば、三億七一五万円の支出増である。

ロ 事業支出

事業支出は、六億六七六一

万一千円で、これを予算額六

億四七〇万円に比較すれば、

六二九一萬一千円の収入増で

ある。

すなわち、長期借入金は、

前年度からの繰越額七五〇

万円を含め六億五六七〇万円

で、予算額五億八一七〇万円

に対し、七五〇万円の収入

増であり、減価償却引当金は、

五億六六一九万五千円で、予

が発行に至らなかつたため、二億二六〇万円で予算額二億七六〇万円に比較すれば、五〇〇万円の支出減である。

ロ 事業収入

事業収入は、一四七一五万一千円で、これを予算額二九八〇万円に比較すれば、一五〇八万九千円の収入減である。

券償還金四八〇〇万円及び長

期借入金返還金三億四〇〇〇

万円である。

ロ 事業支出

事業支出は、六六億二九二

三万一千円で、これを予算額

六六億三三一一万五千円に比

較すれば三八八万四千円の支

出減である。

すなわち、事業費は、六一

億五三九万九千円で、予

算額六〇億九七二四万九千円

に比較すれば五六〇万円の支

出増であり、このうち人

件費は、二四七七一万七千円

で、予算額二四七一〇〇万

千円に比較すれば、二八万四

千円の支出減である。また、

物件費は、三七億五二五八万

円に比較すれば、三億三二

万五千円で、予算額三億一

万一千円で、これを予算額三

億四六五〇万円に比較され

ば、四七万九千円の支出減で

ある。

ロ 事業支出

事業支出は、三億四六〇二

万一千円で、これを予算額三

億四六五〇万円に比較され

ば、四七万九千円の支出減で

ある。

ロ 事業支出

事業支出は、三億三二

万五千円で比較すれば、五五

万六三三万四千円の支出増で

ある。

ロ 事業支出

事業支出は、二億四二

万五千円で比較すれば、五五

万六三八万五千円に止まつたた

め、予算額一〇億九六〇〇万

円に比較すれば、三億三二

万六千円で、予算額三億一

万一千円で、これを予算額三

億四六五〇万円に比較され

ば、四七万九千円の支出減で

ある。

ロ 事業支出

事業支出は、二億五七二〇万円に比較され

ば、二億五七二〇万円に比較され

は、四一二〇万八千円の支出増であり、このうち、人件費は、四三六二万二千円で、予算額四三九七万九千円に比較すれば、三五万七千円の支出減である。また、物販費は、二億五四七八万六千円で、予算額二億二三三三万一千円に比較すれば、四一五六十万五千円の支出増である。

二一、八万四千円で、これを前年度末に固定資産総額は、四七億九万八千円に比較すれば、七億六八八万六千円の増である。
すなわち、本年度中の建設及び購入等により一〇億八二三〇万七千円の増加で、一千円の増、売却除却等により五七三万三千円の減、本年度減価償却により二億五六〇一万七千円の減少となり、減となつたことによるものである。
次に特定資産四億五一〇万円では、これを前年度末の二億九六四〇万円に比較すれば、一億五四六〇万円の増であり、繰延勘定六五〇万円五万五千円は、これを前年度末の六二五六万一千円に比較すれば、一億八七六七万三千円の減である。
五 資本(固定資本及び剰余金)に関する事項
昭和二十九年三月三十一日に与ける資本総額は、一二億五四〇万七千円で、これを前年度末の資本総額一四億四一七三万円に比較すれば、一億八七六七万三千円の減であり、その内容は大要次のとおりである。
一 固有資本

四億三四二六万八千円を組み入れたものである。

〔松前重義君登壇〕

〔報告書は会議録追録に掲載〕

○松前重義君　ただいま議題となりました日本放送協会昭和二十八年度財産

内は、本年度初頭積立金四億三
三二五万八千円で、本年度中の
固定資産売却損等による剰余
金増加高三〇一六万二千円を加
えたものであり、テレビジョン
継続欠損金三九二四万九千円
は、本年度初頭継続欠損金三九
〇九万一千円に、本年度中の固
定資産除却等による欠損金増加
高一五万八千円を加えたもので
ある。

また、当期欠損金は、ラジオ、
当期剰余金一億五八五四万八千
円、テレビジョン当期欠損金三
億六一三五万円、差引二億二八
〇万三千円である。

なお、再評価積立金について
は、前年度末残高四億三九〇四
万三千円から、本年度中の固定
資産の売却、除却等による取崩
し高一四八七万五千円を控除し
た四億三四二六万八千円を本年
度末決算時において固有資本に
組入れた。

本件は、放送法第四十条第三項の規定に基づき、日本放送協会の昭和二十一年度の損益計算書は、事業収入、ラジオ関係六千八億五千三百余万円、テレビジョン関係千四百余万円、事業支出、ラジオ内保六十六億九千五百余万円、テレビジョン関係三億七千六百余万円であります。差引、ラジオ関係では一億五十八百余万円の剰余、テレビジョン関係では三億六千百余万円の欠損となつております。

次に、協会の昭和二十八年度末現在における資産は、五十六億六千三百余万円、負債は三十四億九百余万円であります。資産約一八七%、負債約四六%をそれぞれ増加し、資本計上額二十二億五千五百余万円でござります。

さて、前年度末に比較してみると、資産は三十四億九百余万円であります。資産約一八七%、負債約四六%を減少しているのであります。

なお、本件には会計検査院においては、運営委員会における審議の経過並にその結果の概略を御報告申し上げます。

理事会委員会におきましては、去る三月二十三日、本議案の再付託を受けまして以来、しばしば会議を開き、郵政省並びに会計検査院当局より説明を聴取し、また参考人として日本放送協会の会長及び理事の出席を求めて質疑を行ひ等、慎重審議を遂げたのであります。質疑応答の詳細につきましては会議録に譲ることといたしまするが、特に申し添えておきたいと存じますことは、昭和二十八年七月、放送協会が、その本部に隣接する約五百七十坪の所有の土地を年額約八十九万円をもつて財団法人ラジオ・サービス・センターに貸貸し、これに運賃費約一億三千五百萬円の三階鉄筋コンクリート作りのビルディングを新築したさせまして、その大部分を協会が貸借し、保証金八千五百万円を差し入れ、借料年額約千八百万円を支払っているという事実でありますて、会計検査院当局が委員会において述べた意見としては、この場合協会が自己所有の土地にみずから所要の建物を建築した方が採算上も有利であり、本件契約において建物の所有がラジオ・サービス・センターに帰属することは、協会としてみずから不利益な措置をとったものと認めるという見解であり、委員会における多数委員の意見もまた同様であります。これに対する協会側の答弁等として、テレビジョン・スタジオの増設等

第六条第一項中第十六号の次に
次の二号を加える。

について、内閣委員会における審査の経過並びに結果を簡単に御報告申し上げます。

て、修正案及び原案にいずれも反対の意見を述べられ、田村委員は自由党

にして雄大であります。が、その実質たるや、アメリカのセコハシ兵器に、同理みながら責任を感じておることと察せられます。(拍手)

七四

（経済審議会設置法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第二号）の施行の日の前日までは、第四条第一項第五号中「経済企画庁長官」とあるのは、「経済審議会長官」と読み替えるものとする。

経済審議室設置法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第一号）の施行の日の前日までは、第四条第一項第五号中「経済企画庁長官」とあるのは、「経済審議室長官」と読み替えるものとする。

れ、質疑が行なわれた上で当委員会に付託された関係もありますので、法案の内容について申し上げることは、重複を避ける意味でこれを省略することにいたしたいと存じます。何とぞ御了承を願います。

原案にいすれば實質の意見を述べられたものであります。

採決の結果、多數をもつて修正案の通り修正議決いたしました。

以上、御報告申上げます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) これより討論に入ります。下川儀太郎君。

[下川儀太郎君登壇]

めな自衛隊を根幹とする。いわばアメリカのための參謀本部にひそひいものであると断定するものであります。(拍手)まだ、その設置の論拠たるや、枯れ屋花におびえるたぐいにひとしく、風車にいどむドン・キホーテのことく、平和の流れに逆らうがごとき姿は、まさに世界のナンセンスございましょう。(拍手)

の余地はございません。試みに防衛に関する政府の理論的な根拠を追及いたしまますと、依然として、吉田内閣同様、自衛のためには軍隊が必要であるの一語に尽きる、きわめてあいまいものとなる答弁のみに終始し、その自衛なるものの本質的具体的な説明をなし得ません。しかも、自衛隊法には明らかに日本の平和と独立を守るためにあり、また直接侵略、間接侵略に出動す

れ、質疑が行なわれた上で当委員会に付託された関係もありますので、法案の内容について申し上げることは、重複を避ける意味でこれを省略することにいたしたいと存じます。何とぞ御了承を願います。

六月十六日政府の説明を聞き、直ちに質疑に入り、翌十七日及び二十七日の三日間にわたり鳩山首相及び関係大臣に質疑を重ね、さらに七月二十二日より質疑を続行し、二十五日には公聴会を開くなど、慎重に審査を行なつたのであります。これらの詳細につきましては、何とぞ会議録によつて御承知をお願い申し上げます。

七月二十六日、本案に対して、自由党の江崎委員外七名の提案によつて、国防会議の議員に民間人を加えることは、内閣責任制の建前をとつておる憲法上疑惑があるばかりでなく、機密保持の上からも適当でないとして、民間人を議員に充てる規定を削除する旨の修正案が提出されたのであります。よって、この修正案について提案者及び政府に対し質疑を行い、さらには鳩山首相に対しても終括的な質疑を行い、翌二十七日修正案及び原案を一括して討論に入りましたところ、石橋委員及び矢野委員は、日本社会党をそれぞれ代表し

原案にいすれば實成の意見を述べられ
たものであります。
採決の結果、多數をもつて修正案の
通り修正議決いたしました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(森谷鶴次君) これより討論に
なります。下川儀太郎君。
〔下川儀太郎君登壇〕
○下川儀太郎君 私は、日本社会党を
代表して、ただいま議題となりました
国防会議機成法案に対して反対の意を
表せんとするものであります。(拍手)
私は、討論に当つて痛感することと
は、今日シネーブにおける四巨头議
論の結果が、よしんば最終的な結論は
得ずとも、國際危機の緩和と、世界諸
民族に平和への希望を与えたことは、
偉大なる事実として何人もいなむ者は
ないということであります。(拍手)な
かんずく、会議の中に軍備のことが論
及されたことは、われわれの最大の喜
びとするところであります。が、翻つ
て、今日の日本の国会の場において、
およそ巨頭会談とほど遠い再軍備のた
めの自衛隊の増強、国防会議といふ立
動法案を審議しなければならないその
愚かしさと不幸を、全国民とともに、
しみじみと嘆くものでござります。(拍
手) 国防会議 その名は實におこそ不

めな自衛隊を根幹とする。いわばアメリカのための參謀本部にひそむものであると断定するものであります。(拍手)また、その設置の論提あるや、枯れ屋花におびえるたぐいにひとしく、風車にいどむドン・キホーテのことく、平和の流れに逆らうがとき姿は、まさに世界のナンセンスございましょう。(拍手)すなはち、今日まで、われわれは、防衛諸問題について、吉田内閣以来、その理論的根柢を憲法違反として追究して参りました。鳩山総理も、在野当時は、自衛隊は憲法違反と激しく吉田内閣を攻撃しながら、みずからがその任に当ると、たちまち豹変して、吉田内閣以上の防衛計画をあえてなし、世論の動向によつて憲法の解釈を変えたとうそつき、節を曲げて憲法をじゅうりんしたことは、まさに総理の汚点として、憲法史上永遠に残るどころぢやないましょう。(拍手)しかしながら、今なお、総理に政治的な良心と要義があればこそ、憲法改正によって自衛隊を合法化しようとして、その前提として憲法調査会を設置しようとしたことは明らかであり、まさに語るに落ちるの例のごとく、自衛隊の憲法違反はすでにして終りますと、依然として、吉田内閣同様、自衛のためには軍隊が必要であるものの本質的具体的な説明をなし得ません。しかも、自衛隊法には明らかに日本の平和と独立を守るためにあり、また直接侵略、間接侵略に出動するとの一語に尽きる、きわめてあいまいなる以上は、当然防衛の対象があらねばなりません。もちろん、政府がアメリカと共に共同防衛をしている今日、必然的に問題になつてくるのはソ連にせよ、防衛のは」先はこれらの中産中国であります。また、自衛隊の教育方針が反共を根本理念としておるることは事実でありますから、いずれはその逆であり、いずれも戦争終了後、主義國に向かられております。しからば、この二つの國が今日どう日本を侵略しようとしているのか。むしろ、現実はその逆であり、いづれも戦争終了後と友好関係を熟望している事実に照らしても、侵略の意図はございません。いわんや、四頭会談が示すごとく、人類の不幸を除去するための話し合いがなされておるときに、いたずらに目えざる影におびえて国民の血税を浪費することは、愚昧なる政治家の最たるもの

第三条中「次条第一項第一号」を削り、
次条第一号に改める。
第四条第一項第六号、第二項及び
第三項を削る。
第五条及び第六条を削り、第七条
を第五条とし、以下順次二条ずつ繰
り上げる。
附則第一項及び第四項を削り、附
則第三項を附則第二項とする。

七月二十六日、本案に対し、自由党の江崎委員外七名の提案によつて、国防会議の議員に民間人を加えることは、内閣責任制の実現をとつておる憲法上、機密保持の範囲があるばかりでなく、機密保持の上からも適当でないとして、民間人を課員に充てる規定を削除する旨の修正案が提出されたのであります。よつて、この修正案について提案者及び政府に対し質疑を行い、さらに鳩山首相より、翌二十七日修正案及び原案を一括して討論に入りましたところ、石橋委員及び矢田会員は、日本社会党をそれぞれ代表し

萬の氣氛が。」人に最後の希望を託す民族の氣氛が得ずとも、國際危機の緩和と、世界諸民族に平和への希望を与えたことは、偉大なる事実として何人もいなむ者はないということです。(拍手)なかなかんく、会議の中に軍縮のことが論議され及されたことは、われわれの最大の喜びとするところであります。翻つて、今日の日本の国会の場において、およそ巨頭会議とほど遼い再軍備のための自衛隊の増強、国防会議といふ勅定法案を審議しなければならないその愚かしさと不幸を、全国人民とともに、しみじみと嘆くものでござります。(拍手) 国防会議、その名は實におこそ大

内閣を攻撃しながら、みずからかその任に当ると、たちまち約束して、吉田内閣以上の防衛計画をあそでなし、世論の動向によって憲法の解釈を変えた。どうぞがき、筋を曲げて憲法をじゅうりんしたことは、まさに総理の汚点として、憲法史上永遠に残るでございましょう。(拍手)しかしながら、今なお総理に政治的な良心と潔穎があればこそ、憲法改正によって自衛隊を合法化しようとして、その前提として憲法調査会を設置しようとしたことは明らかであり、まさに語るに落ちるの例のごとく、自衛隊の憲法違反はすでにして終った。

教育方針が反共を根本理念としておることは事実でありますから、いずれにせよ、防衛のはこ先はこれらの共産主義国に向かれております。しからば、この二つの国が今日どう日本を侵略しようとしているのか。むしろ、現実はその逆であり、いずれも戦争終了後と友好関係を熟望している事實に照らしても、侵略の意図はないございません。いわんや、四巨头会議が示すごとく、人類の不幸を除去するための話し合いがなされておるときに、いたずらに目えざる影におびえて国民の血税を浪費することは、愚昧なる政治家の最たるもの

ものと言わざるを得ません。(拍手) なお、今日日ソ交渉を行われると、その相手国を仮想敵国として防衛計画を立てるがことは、ぶところにドスをのんでの取引であると言わざるを得ません。また、口を開けば中ソを侵略の対象とされるが、この際国民として考えるべきことは、中ソを侵略扱いする前に、たとい安保条約の結果とはいえ、すでに日本が、沖縄を初め全国土が、永遠の軍事基地として殖民地化されておる、その実態を知るべきでございましょう。(拍手) いわば共同防衛に名をかりた侵略行為であり、それらの眞の国土防衛を論ぜずして、侵略者の圧力に抗しかねて中ソへの防衛計画に頭脳を置くことは、みずから日本人の名をはずかしめるにふさわしいものでございます。(拍手) アメリカにはネコのことく、日本人にはトラのことくとは、比政信君の言でございまするが、政府、与党の中にもその声あり、いわんや国民の声はかくがくたるもののがござります。(拍手)

び、全アジアの産業開発によつてかつての全被压迫民族を幸福にするべきであると脱き、そのあとで、中国はソ連の原則による提携がなり、ひとり日本だけがアジアの孤児としてアメリカに追随している姿は、魂なき日本の政治家たちの責任として、激しい怒りをわれわれは感するものでござります。(拍手)

しかし、われわれは、決して反米、ソ連、辺境を主張するものではございません。問題は日本の自主性の確立でござります。両陣営の中に、國土と民族のそこないなき対等の立場に立つて立外交こそが、今日の日本を救ふ唯一無二の自衛の道であるとわれわれは考えます。(拍手) 炎ばぐの軍隊、幼稚なわざわざの国防会議をもつてしても、せん原水爆の敵ではなく、いすれにくみしても戦略的な犠牲になるのは必定であり、むしろ、平和憲法を守りつつ、今日の国際情勢の中での信を高めることが最大の自衛の武器であることを、強く主張するものでござります。(拍手)

また、質疑の中において、今まで、保守党の中には、竹島問題等をともらめて防衛構造の理論的根拠とし、あえて韓国との武力抗争を示唆せんとする者がありますが、その政治感覚の低屈なること、まさに十八世纪の野武士の如

な言であり、(拍手)みずから日本外交の拙劣さを暴露しておるものでござります。その陰にひそむ軍国主義者の残存を察知することができます。これらの中には、政治家群によって生まれた防衛計画の実体は推して知るべきございましょう。

かつて木村防衛局長官時代に竹島問題が紛擾したとき、ある漫画誌が、アメリカ製のブリゲート艦に乗った李秉沖と大統領同じくアメリカのブリゲート艦に乗った木村防衛局長官とが竹島沖で対峙した姿を描き、その横に、どっちが李承晩だ、共食いはよせと書いてありました。が、まことに至言ございました。(拍手)今日いずれの攻撃もアメリカの落し子的な存在であることを思うとき、いたずらなる鬨動で酔うことなく、むしろ、その背後にあつて両国を踊らせておる戦争の挑発者を発見して徹底的に追及することが、われわれの自衛の道でございました。(拍手)

また、間接侵略が論議されましませんが、しょせん、暴力革命及び殺戮な思想の台頭はすべて飢餓と失望がもたらすものであり、今日のことを再軍備の増強によって国民生活を脅かして政府並びに保守党諸君に、それを政策を説く前に、むしろ、みずからが今日の日本の状態をよく考えて、再する資格はございません。ます間接侵略

備よりも民生安定のために予算を組べきだと思います。

なお、最後に、若干国防会議の法案の内容に触れまするが、この法案は最初の政府案は閣僚五名、民間人五名の構成であります。この民間人五名を挿入したことは、たゞ保守党あっても、民主主義政治の原則に基て、政府の独裁性と行き過ぎを批判除去することにあつたと思ひます。

たゞ、みずから民主主義政治家をもつ任する鴻山總理の信頼であつたでございまして。ところが、自由党の修案は、その説明によると、民間人の密漏洩と、政府と対決する場合民間に敗れることを考慮して、全面的に個人五名を削除されたものであります。これは、同じ保守党の中にもつも、実に重大なる対決であります。

なわち、一方は民主主義を重んじては、政府の独裁性を主張しております。従つて、当然その性格からすれば後まで対決をしなければなりません。

○謹賀（益谷次第） 下川君、申しその時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○下川健太郎君（憲） はい。——そ

が、今日では、政府並びに民主党は由党の修正案をうのみにしてきておますか、いかに國防會議法案を通じせる手段とはいへ、その性格を骨抜にされ、自由党の軍門に下つたこは、その節操と權威のなさまさに驚

以上、われわれは、そのやみ取引を禁めることとともに、政治行為の醜さを痛憤することも、政府案並びに修正案に対しましては、いずれも再軍備の法案であり、憲法違反と抗議する目的の相違の立場から、断固反対を主張するものでござります。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 小金義照君。

〔小金義照君登壇〕

○小金義照君 私は、自由党代表いたしまして、ただいま議題となつてありまする国防会議の構成等に因する法律案につきまして、いささか所見を持てて、修正案及び修正部分を除く原案に賛成の意を表せんとするものであります。

戦争終結以来まさに満十カ年、墨

条約発効以来三年数カ月、わが國はそれからの相当年月の間を独立の完成國をあげて努力しなければならない。ということについては、異論のないところであります。すなわち、国民精神作興ることなどよりのことであつますが、國土の開発、国内資源の利用拡大をばかり、各種産業を振興して、輸出貿易を盛んにし、雇用を増大して、わが國の自立經濟を達成し、國家財政を豊かにするとともに、國內の治安維持し、國土の防備を全うして、よりの國父を厚くして、貿易特に外

世界の平和は、いわば力のバランスの上に立つておる平和でありまして、各國が相応の自衛力を持つことによつて維持されているのが現実の平和の姿であります。今後は、国際連合の方針により、各国安全保障の形において維持されいくべきものであらう。

従つて、わが國が、集団安全保障機構の一員として世界の平和に貢献するためには、自分の國は自分で防衛するだけの準備を持つことは当然の国際的義務であると申さなければなりません。(拍手)

御承知の通り、現在の日本は、日米安全保障条約並びにこれに基く行政協定によって防衛されているのであります。

安全保全の運命に重大な關係があると申さなければなりません。(拍手) 一員として世界の平和に貢献するためには、自分の國は自分で防衛するだけの準備を持つことは当然の国際的義務であります。幸いに吉田内閣の政策を踏襲して、自衛力の増強をはかり、その一環として本法律案を提出するに至つたのであります。

大蔵省は、この防衛問題についても、幸いに吉田内閣の政策を踏襲して、自衛力の増強をはかり、その一環として本法律案を提出するに至つたのであります。

大蔵省は、この防衛問題についても、幸いに吉田内閣の政策を踏襲して、自衛力の増強をはかり、その一環として本法律案を提出するに至つたのであります。

大蔵省は、この防衛問題についても、幸いに吉田内閣の政策を踏襲して、自衛力の増強をはかり、その一環として本法律案を提出するに至つたのであります。

その他から指摘されるまでもなく、深い反省と自戒とを要望するものであります。鳩山内閣は、この防衛問題についても、幸いに吉田内閣の政策を踏襲して、自衛力の増強をはかり、その一環として本法律案を提出するに至つたのであります。幸いに吉田内閣の政策を踏襲して、自衛力の増強をはかり、その一環として本法律案を提出するに至つたのであります。

会議は国防の根本的重要な会議体であります。これが構成とその運営いかんは国家及び民族の運命に重大な關係を持つものであります。あるいは、防衛関係法律は憲法違反であり、従つて国際法は憲法違反であり、従つて国防会議もまた違憲であるとなす説がありますが、これに同調することのできないのは、今さらここにあらためて申し上げるまでもないことです。あるいは、また、国際情勢は今や過日までの四大強国のジエーネーにおける巨頭会議によってその緊張は緩和され、一段と戦争回避の方向に進んでおり、わが國の内外の情勢また現実に憂慮すべきものが今日、あえて本案の成立を急く必要は認めないという論調もありますが、国際情勢について軽々に楽觀することは厳に慎むべきであり、自由党は、日米安全保障条約を尊重し、憲法及び国家財政の許す範囲において、しかも国民生活を圧迫することなく、倍々と自衛力の増強に努めてきたことは、御案内の通りであります。しかしして、自衛隊は、警察予備隊として出発して以来今まで、その設置目的に向つて忠実に進んできております。しかるに、防衛庁なし自衛隊の運営には遺憾の点なきにしもあらずと申われる箇がございましたし、会計検査院

が検査せられ、また事務局についても、総理大臣みずからがその運営の実質より民間人を除外すべきものであると認めまして、修正案をとるべきと申します。

なお、国防会議設置の目的は、政治が軍事に優先することでなければならぬと思うのですが、この法律案にはこれらに関して何ら規定する

が軍事に優先することでなければならぬと思うのですが、この法律案にはこれらに関して何ら規定する

われが党は、国防会議の構成につきまして、修正案の要旨に示されたることで、根本的には内閣責任制の立場を尊

守する等の見地から、この際その構成も、総理大臣みずからがその運営の実質より民間人を除外すべきものであると認めまして、修正案をとるべきと申します。

なお、国防会議設置の目的は、政治が軍事に優先することでなければならぬと思うのですが、この法律案にはこれらに関して何ら規定する

が軍事に優先することでなければならぬと思うのですが、この法律案にはこれらに関して何ら規定する

れを国防会議に付属し、すみやかに防衛費増額の実をあげて独立の完成に寄与するといふことを要望するものであります。

ところは、各位の配慮にまだ新たなるものがあると思うのであります。しか

れが検査せられ、また事務局についても、総理大臣みずからがその運営の実質より民間人を除外するとの確

信がありましたので、これらの言明を續いて、修正案及び修正部を除く

原案に賛意を表する次第であります。

も、総理大臣みずからがその運営の実質より民間人を除外するとの確

信がありましたので、これらの言明を續いて、修正案及び修正部を除く

原案に賛意を表する次第であります。

れたことを忘れてはならぬのであります。(拍手) この事実は鳩山内閣の自主性喪失ということを端的に表明したものであります。

（拍手）この事実は、日本の自衛隊なりやといふ疑問を投げかけられましても、いたし方

がないと申されねばならぬのであります。(拍手) が、総理大臣みずからがその運営の実質より民間人を除外するとの確信を期するためにこの国防会議を設置するのであると答弁しながら、政府の大綱、防衛出動の可否等はきわめて重大な事項であるから、慎重の上にも

本法律案は、防衛会議法第四十三条规定するのであると答弁しながら、政府の大綱、防衛出動の可否等はきわめて重大な事項であるから、慎重の上にも

算額成が停滯するという事態が生じたことは、各会議にまだ新たなるものがあると思うのであります。

も、その交渉の結果、分担金削減分は

向けられ、あまつさえ、来年度からは

防衛費増額という大きな義務を負わさ

れたことを忘れてはならぬのであります。

（拍手）この事実は、日本の自衛隊なりやといふ疑問を投げかけられましても、いたし方

がないと申されねばならぬのであります。

（拍手）が、総理大臣みずからがその運営の実質より民間人を除外するとの確

信がありましたので、これらの言明を續いて、修正案及び修正部を除く

原案に賛意を表する次第であります。

昭和三十年七月二十七日 素議院会議録第四十八号 日總平和条約の國體定義第一項の有効期間の延長に関する議定書の締結について 承認を求める件

七四

日華平和条約附屬體定書第二項の有効期間の延長に関する調定書の締結について承認を求める件を議題としたります。委員長の報告を求めます。外務委員長植原悦一郎君。

よつて、日本國政府及び中華民國政府は、次の条項を協定した。

田園のため

照光葵（署名）

中華民国のために
賀四七

卷之三

卷之三

昭和二年四月

した日華平和条約附屬議定書第

て承認せられた。并に

外務委員会審議の

の結果を御報告申し上げます。

海に関する事項は、昭和二十七

田華平和条約附屬議定書の通商

て参りました。この取扱いの

間は、八月四日に効力を失う。

「おはようございます」

華民国政府と交渉の結果、八目

ら一年間延長し、その後は、三

ない限り、そのつど自動的に

つ延長されることにつき意見が

讀書記

卷之三

不发外叶十月四日又发且全叶

日まで慎重審議を重ねました。

一項の有効期間の延長に関する

三十一年七月二十七日
樂院會第十八回

第一項の有効期間の延長に関する算定書の納附について承認を求める件

七四五

産の処理について国民政府と交渉中のことではあります。軍大は日本人の在外資産に関する問題であります。から、至急解決することを要望いたします。

第四は、日本から台湾へ輸出する物品、たとえば穀安のこととは、台湾以外に輸出する場合よりも値段が安い、また、台湾から日本に輸入する物品、たとえば砂糖のようなものは、他国から輸入する場合に比べて値段が高いのであります。が、今後におきましては、この箇段の不合理なものについては、ひとつも是正するよう要望いたすわけであります。

○副頭長(杉山元治郎君) 松平忠久
君。

〔松平忠久君登壇〕

（本件は、前記の第三項の規定によつて、

有効期間の延長に関する認定書の新規について承認を求めるの件につきま。

で、私は日本社会党を代表いたしまして反対の意見を申し述べんとするも

であります。(拍手)

のは、いわゆる吉田・ダレス書簡の

座とを冒すべきものであつて、中國大陸を追われて台湾の一孤島に残

政権として脚踏しておるところの蘇
石政権を中國の正統政府と認めて、

れとの間に締結された条約であつて、われわれは当時すでに断固としてこの条約に反対して参ったのであります。従つて、その附屬議定書についても反対。またこれが延長に関しても、今回政府のとる措置に対してもあくまで反対するものであります。が、以下、その理由を申し述べたいと存じます。

日本としては、利害関係の最も密接な中國大陸のこの六億の人民を支配する政府を相手とすべきであつて、これは当然のことです。当時、吉田政府は、アメリカのこの強引な政策に屈服して、あえて八百万の人口しか支配していないところの国民政府を相手としましたことは、きわめて不自然と言わなければなりません。（拍手）アメリカのこの利益に合致することがなかつたから日本はその利益であるかのことを国民党に陥つて、かかる指図に出たのであります。當時われわれが断固として反対した理由も、きわめて当然のことと言ふねばなりません。

仄聞するところによりますと、當時、吉田政府は、国民政府を相手に各約を締結すると同時に、中央政府にして、上海に日本政府の連絡事務所を持とうとする考え方、やはりアーリカへの気がねから、やみからやみ持つておった事実があるのであります。この上海に日本政府の連絡事務所を持つとうとする考え方の方は、やはりアーリカへの気がねから、やみからやみ薙られてしまったことは、あまりに日本の外交の露骨性を暴露しておるのであって、遺憾、憤慨にたえないところであります。（拍手）

第二の理由も政治的な理由であります。すなはち、世界情勢の転換期に、冷戦の緩和、東西貿易の緩和がわれんとしており、世界における新

い秩序の正常化が行われんとしておる。この際において、当然中共との貿易の増進並びに日中國交回復への前進について努力が払わなければならぬのであります。にもかかわらず、これらへの前進をはばむがことを措置、すなはちこの譲定書の延長のことく自動的に一年間ずつ延長されるというが、とき措置は、世界情勢の変化に迎合すると言わなければならぬのであります。鳩山内閣は、成立直後において大いに自主外交を高揚し、中ソ両国との国交の回復を声を大にして国民の前に公約して総選舉に臨み、その結果第一党になつたが、第二次鳩山内閣成立後においては、アメリカの圧力によるものか、あるいはアメリカへの気がねのか、あるいはアメリカへの気がねによるものかわかりませんが、中共との国交回復は全く忘れてしまひ、これをたな上げにしておるのであります。日中貿易の促進についても、全く公約を裏切つて、日中貿易協定の締結について手を傍観、非協力の態度に終始しておつたことは明らかであります。かくのことは、明らかに公約違反であつて、国民党を欺瞞して投票をかすめとつたものであり、政府、与党のみからきわめて悪質な選舉運動に終始しておつたときには、明らかに公約違反であります。国民党は、自主独立どころではなま（拍手）これは、自主独立どころではないと吉田内閣と何ら違ふところのない隣國外交であります。すなわち、国民党を統治してきた政府は、世界情勢の変

化の前に立ちながら、再びこれに目を
おおい、時代の流れに逆戻せんとする
考え方が體骨に現われておるのであり
まして、われわれが断固として反対す
るゆえんであります。

第三の理由は、経済的な理由であります。たゞいま、北澤君は、イデオロ
ギーによつて貿易を云々することは困
るということを述べられましたけれど
も、イデオロギーによつて貿易に制限
を加えんとしておるのは、自由党内
閣、自由党の諸君であります。(拍手)
政府は、日台間の貿易総額九千万ドル
は、わが國貿易の中でもきわめて重き
をなしておる、こういうことを言われ
ておる。それは事実でありますけれど
も、中共と日本との貿易よりもはるか
にウエートがあるがどとき印象を国民
に押しつけんとしておることは、きわ
めて幼稚な考え方と言わなければなり
ません。(拍手)

日中貿易は、人為的な制限によつて、
現在のよくな貿易額になつておるので
あります。このことは、ほんどだれ
しも知つておる事實である。ところが、
日台貿易の内容はどういふものである
かということは、國民はよく知つてお
りません。すなわち、一例を申しまし
ても、先ほどここで細組君が申されま
したが、實質な疏密にいたしまして
も、安く買う台灣へは二十万トン以上
トン以下にしてしまう、こういう政策

官報(号外)

をとつておる。まことに不合理な、コマーシャル・ベースを離れた貿易が行われておるのであります。(拍手)すなわち、トン五十八ドルないし六十ドルによつて台湾へは二十五万トン以上の疏安を兜つておる。その見返りとして、米は中共米よりも高いものを買つておるし、またバナナや高い砂糖を買つてきておる。これで一体コマーシャル・ベースと言われるかどうか。中共は六十四ドルで現在疏安を買つておますが、その見返りとしては、日本で必要な米、大豆、塩を入れなければならぬであります。それに対しても十分トントンそこそこしか出さない。こういうやり方をしておる。すなわち、安く買う台湾へよけい兜つて、高く買つておる。これが君らの言うところのコマーシャル・ベースといふことであります。買易はコマーシャル・ベースによることは当然であるけれども、この日台貿易は一体どこがコマーシャル・ベースといふべきであるか。兜るものは安く買つて、安く売る國がほかにあるのに、そこへはやらずにおる。かくのこととして国内の疏安の値段に影響があつて、農民の買う疏安の値段が高くなるという一つの原因も、今やつておるところの日台貿易において、疏安の

値段を出資輸出にして兜つておるというところにあるということを銘記しなければならぬのであります。(拍手)かくのごとき貿易協定は一体どういわけであるのか、全く了解に苦しむところであります。

しかも、禁輸されていない物資の中、共輸出に対して、台湾側からじやまをしてくる。この台湾に對して嚴重なる反省を求めなければならないにもかかわらず、政府は何らこれに對して嚴重なる反省を求めておりません。のみならず、このことは、自由党政府の時代におきましても、かかる理不尽なり方に対しましてはとんと何らの手を打つていなかつた事実を想起しなければならないのであります。

○副議長(杉山元治郎君) 動議を提出いたしました。すなわち、内閣提出「重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律案」題とし、この際委員長の報告を求めて、その審議を進められんことを望みます。

一 船舶又は車両に設置すると認めます。よつて日程は追加せられました。

二 その重油ボイラーが移動式のもの(通商産業省令で定める種類又は構造のものを除く)であると認めます。

三 重油ボイラーの試験又は研究のため設置するとき。

四 現に設置している場所と同一の構内又はこれに準ずる区域内で移設するとき。

五 次の場合において、通商産業大臣の許可を受けたとき。

六 重油ボイラーの改造の制限(資金の確保)

第七条 この法律で「重油」とは、温度十五度において比重が0.87度をこえる炭化水素油をいふ。(重油ボイラーの設置の制限)

第一条 何人も、重油以外の燃料を使用することができる重油ボイラーを改造して、重油以外の燃料を使用することができないようにならぬことを規定する。

第二条 重油の生産業者、輸入業者又は販売業者に対し、重油の出荷又

する臨時措置に関する法律案

うところにあるということを銘記しなければならぬのであります。

(内閣提出)

○長谷川四郎君 読事日程追加の緊急動議を提出いたしました。すなわち、内閣提出「重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律案」

動議を提出いたしました。すなわち、内閣提出「重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律案」

動議を提出いたしました。すなわち、内閣提出「重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律案」

一 船舶又は車両に設置したボイラーを改造するとき。

二 改造が必要であつてやむを得ないと認められる場合であつて、通商産業省令で定める場合において、通商産業大臣の許可を受けたとき。

三 重油ボイラーの設置者に対する指示

第四条 通商産業大臣は、ボイラーに重油を使用することを抑制するため必要があると認めるときは、重油ボイラーを設置している者に

対し、その重油ボイラーを改造して重油ボイラー以外のボイラーとし、又はその重油ボイラーに重油を使用せず、若しくは重油の使用量を減少すべきことを指示することができる。ただし、重油の使用量が著しく少い者に対しては、この限りでない。

第五条 政府は、重油ボイラーを重油ボイラー以外のボイラーに改造するため必要な資金の確保に努めるものとする。

第六条 通商産業大臣は、緊要な用

途に対する重油の供給を確保する

ため特に必要があると認めるとき

は、重油の生産業者、輸入業者又

は販売業者に対し、重油の出荷又

するため使用するボイラーをい

合は、この限りでない。

合は

は販売価格に因る必要性の指示をす

20

第七条 通商産業大臣は、この法律

の施行に必要な限度において、政令で定めることにより、重油未
燃費者から報告を徴することがで
きる。

第八条 第二条又は第三条の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

くは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

1 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。
2 この法律は、施行の日から十年以内に廃止するものとする。

昭和三十年七月二十七日 衆議院会議録第四十八号

第五条の第五項中「第七条の
八」の下に、「第七条の十二第一
項」を加える。

第五条の六第一項中「第七条の
八」の下に、「第七条の十二第二
項」を加える。

第七条の十一の次に次の二条を
加える。

第七条の十二 青色申告書を提出
する個人が、重油ボイラーの設
置の制限等に関する臨時措置に
関する法律第四条の規定による
指示に基いて、昭和三十三年三
月三十一日までに、重油ボイ
ラー（同法第二条に規定する重
油ボイラーをいふ。以下本条に
おいて同じ。）を重油ボイラー以
外のボイラーに改造した場合に
おいては、その改造のために支
出した金額のうち当該個人が必
要な経費として計算した金額
は、その支出の日を含む年分の
事業所得の計算上、これを必要
な経費に算入する。第五条の五
第二項の規定は、この場合につ
いて、これを準用する。

青色申告書を提出する法人
が、前項に規定する指示に基
いて、昭和三十三年三月三十一
日までに、重油ボイラーを重
造した場合においては、その改
造のために支出した金額のうち

重油ボイラーの設置の制限等に關
する臨時措置に関する法律案に對
する修正案

重油ボイラーの設置の制限等に關
する臨時措置に関する法律案に對
する修正案

「次の各号に掲げる事項を勘案して
する臨時措置に関する法律案の一部
を次のように修正する。

第四条中「認めるときは、」の下に
「次の各号に掲げる事項を勘案して
する臨時措置に関する法律案の一部
を次のように修正する。

一 その者が、重油以外の燃料を
使用することができるボイラーを
を設置しているかどうか。

二 その者の生産若しくは加工に
係る製品の品質を損じ、又はそ
の品質に与える影響のため輸出
に支障を及ぼすこととなるおそ

第七条 通商産業省に、重油等の ラー規制審議会（以下「審議会」と

に支障を及ぼすこととなるおそ
れがないかどうか。
三、その者の行う事業の操業度を
著しく低下させるおそれがない
いう。)を置く。
2、審議会は、通商産業大臣が第二
条若しくは第三条の通商産業省令
を制定し、第四条に規定する基準
を定め、又は第六条に規定する規

かどらか。
第六条を次のように改める。
(緊要な用途に供する重油の陸保
置を探ろうとする場合において、
通商産業大臣の諮問に応ずる。
3 皆議会の委員は、重油に因する

措置) 第六条 通商産業大臣は、緊要な用
学識経験者のうちから、通商産業大臣が任命する。
4 前三項に規定するもののほか、

途に対する重油の供給を確保するため必要な措置を探らなければなりません。

附則第二項中「十年」を「五年」に改める。
附則第三項の次に次の一項を加く。

第三条及び第十一條とする。
第七条及び第八条をそれぞれ第八
条及び第九条とし、第六条の次に次
る。

の一条を加える。
次のように改正する。

第一項の表中
第二十五条第一項の表中
石油及び可燃性
石油及び可燃性天然ガス
源の開発審議会資
源性天然ガス貿易
開発審議会は、
事項源を開発審議會に開
源を調査開発審議會に開
開する重要な
開する重要な事項。

制審議会規	重油ボイラの規制等に因する重要事項を審議すること。	に改める。
と に 関 する 重 要 事 項 を 調 査 審 議 す る こ と	充 電 電 池 の 規 制 等 に 因 す る 重 要 事 項 を 調 査 審 議 す る こ と	充 電 電 池 の 規 制 等 に 因 す る 重 要 事 項 を 調 査 審 議 す る こ と

卷之三

「報告書は会議録追録に掲載」

【田中角栄君登壇】

○田中角栄君　ただいま議題となりました重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律案の、商工委員会における審議の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

わが国のエネルギー資源の貯存状況は、石炭及び水力がその大部分を占めています。しかしながら、ここ数年来石油需要の急激な増大に伴い、わが国におけるエネルギー構成は著しく変化し、石油特に重油消費の占める割合が年を追つて大きくなってきたのであります。しかし、このような傾向は、石油の自給度のきわめて小さいわが国においては、必然的に国際収支上の負担を増大いたしますとともに、一方において、国内エネルギー資源特に石炭その他の燃料資源の合理的な使用を促進する上からも考慮を要するものがある結果となつております。

本法律案は、右のごとき現下の燃料事情にかんがみ、さきに政府が立案したエネルギー総合対策の方針に基き、重油の消費分野を明確化し、特にガソリン部門における重油の使用を相当強制するとともに、他面、農林、水産、運輸等、重油の使用を不可欠とする部門にその供給を確保すること等に留意して、相当強力な行政権限を規定したものです。

官報(号)外)

本法律案は、五月三十一日商工委員会に付されましたが、六月八日政

府委員より提案理由を聽取いたしました。本法律案の審議は、六月二十四日以来数回にわたり、きわめて熱心に行われましたが、その詳細につきましては会議録を御参照願います。

七月二十七日、南好雄君外二十六名

より本法律案に対する修正案が提出さ

れましたので、同日修正案に対する審

議を行いました。

七月二十七日をもつて本法律案に因

る一切の審議が終了いたしましたの

で、質疑、討論を打ち切り、採決いたしましたところ、本法律案は多数を

もって修正すべきものと議決した次第

であります。

なほ、南好雄君外二十六名提出にか

かる修正案の趣旨は、本法律案の有効

期間を五年以内に改めるとともに、原

案第四条の規定に基き通商産業大臣が

既設の重油ボイラーの改造、重油の使

用制限などにつき指示を行ふ場合に

動議を提出いたしました。すなわち、福

井盛太君外六名提出、接收不動産に因

るための措置を定めることを目的

とする。

(定義)

第二条 この法律において「接收と

は、旧連合国占領軍の用に供する

ための措置を定めることを目的

とする。

○長谷川四郎君

議事日程追加の緊急

出)

動議を提出いたしました。すなわち、福

井盛太君外六名提出、接收不動産に因

るための措置を定めることを目的

とする。

(定義)

第三条 土地が接收された當時にお

けるその土地の借地権者で、その

土地の接收中にその借地権が存続

(借地権)

期間の満了によつて消滅した者

は、その土地又はその換地に借地

権(第三者に対抗することのでき

ない借地権及び臨時設備その他一

時使用のために設定されたことの

明らかな借地権を除く)の存しない

場合には、その土地の所有者に

対し、この法律施行の日(この法

律施行後接收の解除があつたとき

は、接收の解除の公告の日。以下

同じ)から六箇月以内に建物所有

の目的で貸借の申出をすることに

よつて、他の者に優先して、相

当の借地条件で、その土地を貸借す

ることができる。ただし、その土

地を種原により建物所有の目的で

接収不動産に関する借地借家臨時処理法案

2 この法律において「接収の解除」とは、接収された土地又は建物をその所有者又は借地権者若しくは建物の貸借権者に返還することをいふ。

3 この法律において「借地権」とは、建物の所有を目的とする地上又は日本國とアメリカ合衆國との間の安全保険条約第三条に基く行政協定を実施するため日本國に駐留するアメリカ合衆國の軍隊若しくは日本國に駐留する國際連合加盟國の軍隊等に接収された土地又は建物に因し、その接収の解除

は、建物の所有者又は借地権者若しくは借地権者に返還する者をいふ。

4 この法律において「接収地の借地権者」とは、接収地の借地権者に返還する者をいふ。

5 この法律において「接収地の借地権者」とは、接収地の借地権者に返還する者をいふ。

6 この法律において「接収地の借地権者」とは、接収地の借地権者に返還する者をいふ。

7 この法律において「接収地の借地権者」とは、接収地の借地権者に返還する者をいふ。

8 この法律において「接収地の借地権者」とは、接収地の借地権者に返還する者をいふ。

9 この法律において「接収地の借地権者」とは、接収地の借地権者に返還する者をいふ。

10 この法律において「接収地の借地権者」とは、接収地の借地権者に返還する者をいふ。

11 この法律において「接収地の借地権者」とは、接収地の借地権者に返還する者をいふ。

12 この法律において「接収地の借地権者」とは、接収地の借地権者に返還する者をいふ。

13 この法律において「接収地の借地権者」とは、接収地の借地権者に返還する者をいふ。

14 この法律において「接収地の借地権者」とは、接収地の借地権者に返還する者をいふ。

15 この法律において「接収地の借地権者」とは、接収地の借地権者に返還する者をいふ。

16 この法律において「接収地の借地権者」とは、接収地の借地権者に返還する者をいふ。

17 この法律において「接収地の借地権者」とは、接収地の借地権者に返還する者をいふ。

18 この法律において「接収地の借地権者」とは、接収地の借地権者に返還する者をいふ。

19 この法律において「接収地の借地権者」とは、接収地の借地権者に返還する者をいふ。

20 この法律において「接収地の借地権者」とは、接収地の借地権者に返還する者をいふ。

21 この法律において「接収地の借地権者」とは、接収地の借地権者に返還する者をいふ。

22 この法律において「接収地の借地権者」とは、接収地の借地権者に返還する者をいふ。

23 この法律において「接収地の借地権者」とは、接収地の借地権者に返還する者をいふ。

24 この法律において「接収地の借地権者」とは、接収地の借地権者に返還する者をいふ。

君。

使用者があるとき、又は他の法令により、その土地に建物を築造するについて許可を必要とする場合に、その許可がないときは、その申出をすることができない。

2 土地が接収された当時から引き続きその土地に借地権を有する者で、その土地にある該借地権者の所有に属する登記した建物が接収中に滅失（接収の際における除外を含む。以下同じ。）したため、その借地権をもつてこの法律施行の日までにその土地について権利を取得した第三者に対抗することのできない者は、その土地又はその換地に借地権（第三者に対抗することのできない借地権及び臨時設備その他の一時使用のために設定されたことの明らかな借地権であるときは、これらは適用しない）。

6 第一項又は第二項の規定により設定された賃借権の存続期間は、借地法（大正十年法律第四十九号）第二条（借地権の存続期間）の規定にかかわらず、二十年とする。ただし、建物が、この期間満了前に朽落したときは、賃借権は、これによつて消滅する。

7 当事者は、前項に規定する存続期間について、同項の規定にかかるわざ、その同意により、別段の定めることができる。ただし、借地条件で、その土地を賃借することができる。この場合には、前項ただし書の規定を準用する。

3 土地所有者は、第一項又は前項の申出を受けた日から三週間以内に、拒絶の意思を表示しないときは、その期間満了の時、その申出を承諾したものとみなす。

8 第一項又は第二項の規定により存続期間を二十年未満とする借地条件は、これを定めないものとみなす。

4 土地所有者は、建物所有の目的で自ら使用することを必要とする場合その他正当な事由があるのでなければ、第一項又は第二項の申出を拒絶することができない。

5 第一項又は第二項に規定する借地権者が接収された當時において第三者に対抗することのできない借地権又は臨時設備その他の一時使用のために設定されたことの明らかな借地権であるときは、これらは適用しない。

6 第二条（借地権の譲渡）の規定により貸借権の譲渡を受けた者は、その借地権者（借地権者が更に借地権を設定した場合は、その借地権の譲渡を受けた者）に対し、この法律施行の日から六箇月以内にその者の有する借地権の譲渡の申出をすることができる。

7 第二条（借地権の譲渡）の規定により貸借権の譲渡を受けた者は、その借地権の譲渡を受けた日（その借地権の譲渡については裁判又は調停があつたときは、その裁判が確定した日又はその調停が成立した日）と読み替えるものとする。（借地権譲渡の場合の貸借人の承諾）

8 第二条（借地権の譲渡）の規定により貸借権の譲渡を受けた者は、その借地権の譲渡があつたものとみなす。この場合には、譲受人は、譲渡を受けたことを、直ちに貸借人に通知しなければならない。

者國節の規定であります。第四に、接収とは何ぞの問題がありますので、その定義を掲げ、かつ、この法律の日本文の冒頭に掲げております。第五に、強制墾闢地にて後に接収せられた地域についてこの法律を適用し、傍地人に救済の手を伸ばしております。

さて、本法案は、法務委員会においては、去る第十三国会より立案、検討に着手し、自來第十四国会、第十五国会を経て第十八国会まで継続審議となり、第十九国会においては衆議院は全会一致をもつて通過いたしましたが、その後の衆議院解散によりまして、参議院にて廃案となつたものであります。

今国会におきましては、福井盛太君外六名の提出者及び七十二名の賛成者をもつて提案され、去る二十五日提案理由の説明があり、二十六日政府及び介護士会の意見を聴取いたしました。政府からは、法務省事務次官より内閣官房長官であつて提出した本案に反対する旨の意見書を読み上げて、反対の意思表示がありました。また、介護士連合会からも、時期がおくれたとの理由で、反対の意見が述べられました。本法案の内容については、第十三国会以来何回も提案され、すでに申し上げました通り、第十九国会においては衆議院を通過しておるくらいに熟知さ

れておりますので、單に二、三の質問がありましたが、だけで討論に入り、民主的議論を掲げ、かつ、この法律を省略したい旨のありました。かくて、採決いたしましたところ、提出者の原案通り全会一致をもつて可決された次第であります。

右、御報告申上げます。

○副議長(杉山元治郎君) 採決いたし

ます。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

明二十八日は定期より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十八分散会

出席政府委員

内閣総理大臣 杉山 純也君

國務大臣 杉原 荒太君

通商産業次官 島村 一郎君

出席政府委員

法務政務次官 小泉 篤君

外務政務次官 國田 茂君

出席政府委員

農林水產委員

通商産業政務次官 島村 一郎君

出席政府委員

文教委員

出席政府委員

小牧 次生君

出席政府委員

島上善五郎君

經濟企画庁 順田 俊雄

開発部長 堀田 俊雄

島上善五郎君

大西 正道君

農林水產委員

松木 七郎君

加賀田 進君

本名 武君

井出 一太郎君

井手 以誠君

日野 吉夫君

小松 幹君

渡邊 鮎藏君

松本 七郎君

社会労働委員

櫻井 雄三君

中村 寅太君

白浪 仁吉君

島上善五郎君

草野 一郎平君

農林水產委員

松木 七郎君

加賀田 進君

本名 武君

井出 一太郎君

井手 以誠君

日野 吉夫君

小松 幹君

渡邊 鮎藏君

松本 七郎君

社会労働委員

櫻井 雄三君

中村 寅太君

白浪 仁吉君

島上善五郎君

農林水產委員

松木 七郎君

加賀田 進君

本名 武君

井出 一太郎君

井手 以誠君

日野 吉夫君

小松 幹君

渡邊 鮎藏君

松本 七郎君

社会労働委員

櫻井 雄三君

中村 寅太君

白浪 仁吉君

島上善五郎君

農林水產委員

松木 七郎君

加賀田 進君

本名 武君

井出 一太郎君

井手 以誠君

日野 吉夫君

小松 幹君

渡邊 鮎藏君

松本 七郎君

社会労働委員

櫻井 雄三君

中村 寅太君

白浪 仁吉君

島上善五郎君

農林水產委員

松木 七郎君

加賀田 進君

本名 武君

井出 一太郎君

井手 以誠君

日野 吉夫君

小松 幹君

渡邊 鮎藏君

松本 七郎君

社会労働委員

櫻井 雄三君

中村 寅太君

白浪 仁吉君

島上善五郎君

農林水產委員

松木 七郎君

加賀田 進君

本名 武君

井出 一太郎君

井手 以誠君

日野 吉夫君

小松 幹君

渡邊 鮎藏君

松本 七郎君

社会労働委員

櫻井 雄三君

中村 寅太君

白浪 仁吉君

島上善五郎君

農林水產委員

松木 七郎君

加賀田 進君

本名 武君

井出 一太郎君

井手 以誠君

日野 吉夫君

小松 幹君

渡邊 鮎藏君

松本 七郎君

社会労働委員

櫻井 雄三君

中村 寅太君

白浪 仁吉君

島上善五郎君

農林水產委員

松木 七郎君

加賀田 進君

本名 武君

井出 一太郎君

井手 以誠君

日野 吉夫君

小松 幹君

渡邊 鮎藏君

松本 七郎君

社会労働委員

櫻井 雄三君

中村 寅太君

白浪 仁吉君

島上善五郎君

農林水產委員

松木 七郎君

加賀田 進君

本名 武君

井出 一太郎君

井手 以誠君

日野 吉夫君

小松 幹君

渡邊 鮎藏君

松本 七郎君

社会労働委員

櫻井 雄三君

中村 寅太君

白浪 仁吉君

島上善五郎君

農林水產委員

松木 七郎君

加賀田 進君

本名 武君

井出 一太郎君

井手 以誠君

日野 吉夫君

小松 幹君

渡邊 鮎藏君

松本 七郎君

社会労働委員

櫻井 雄三君

中村 寅太君

白浪 仁吉君

島上善五郎君

農林水產委員

松木 七郎君

加賀田 進君

本名 武君

井出 一太郎君

井手 以誠君

日野 吉夫君

小松 幹君

渡邊 鮎藏君

松本 七郎君

社会労働委員

櫻井 雄三君

中村 寅太君

白浪 仁吉君

島上善五郎君

農林水產委員

松木 七郎君

加賀田 進君

本名 武君

井出 一太郎君

井手 以誠君

日野 吉夫君

小松 幹君

渡邊 鮎藏君

松本 七郎君

社会労働委員

櫻井 雄三君

中村 寅太君

白浪 仁吉君

島上善五郎君

農林水產委員

松木 七郎君

加賀田 進君

本名 武君

井出 一太郎君

井手 以誠君

日野 吉夫君

小松 幹君

渡邊 鮎藏君

松本 七郎君

社会労働委員

櫻井 雄三君

中村 寅太君

白浪 仁吉君

島上善五郎君

農林水產委員

松木 七郎君

加賀田 進君

本名 武君

井出 一太郎君

井手 以誠君

日野 吉夫君

小松 幹君

渡邊 鮎藏君

松本 七郎君

社会労働委員

櫻井 雄三君

中村 寅太君

白浪 仁吉君

島上善五郎君

農林水產委員

松木 七郎君

加賀田 進君

本名 武君

井出 一太郎君

井手 以誠君

日野 吉夫君

小松 幹君

渡邊 鮎藏君

松本 七郎君

社会労働委員

櫻井 雄三君

中村 寅太君

白浪 仁吉君

島上善五郎君

農林水產委員

松木 七郎君

加賀田 進君

本名 武君

井出 一太郎君

井手 以誠君

日野 吉夫君

小松 幹君

渡邊 鮎藏君

クリーニング業法の一部を改正する
法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律
の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法の一部を
改正する法律案

一、昨二十六日参議院に送付した内閣
提出案は次の通りである。

危険校舎改築促進臨時措置法の一部
を改正する法律案
一、昨二十六日予備審査のため次の本
院議員提出案を參議院に送付した。
昭和三十年六月及び七月の水害によ
る被害農家に対する米麦の支渡の特
例に関する法律案(網島正興君外七
名提出)

砂糖価格安定法案(井上良三君外六
名提出)

衆議院会議録第三十七号中正記

貞段行、臘正
毛エラムヘ かかわらず かかわら

昭和三十年七月二十七日、衆議院会議録第四十八号 諸長の報告